

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年12月15日 (火) 第167号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2 件)	(水 産 振 興 課 取 扱 い) 1
○家畜伝染病の発生	(畜 産 課 取 扱 い) 1
○公共測量の実施	(監 理 課 取 扱 い) 2
○道路の区域の変更	(道 路 維 持 課 取 扱 い) 2
○都市計画道路の変更	(都 市 計 画 課 取 扱 い) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(南 薩 地 域 振 興 局 取 扱 い) 2
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	(生 活 安 全 企 画 課 取 扱 い) 3

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1103 号

阿久根市脇本9717番地 3 福留藤哉及び阿久根市脇本9739番地 8 野村三昭からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 2 年12月15日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域 (阿久根市大字脇本の地区)
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業

鹿 児 島 県 告 示 第 1104 号

阿久根市脇本9588番地 4 跡上久及び阿久根市脇本13973番地 福浦善盛からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 2 年12月15日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域 (阿久根市大字脇本の地区)
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

鹿 児 島 県 告 示 第 1105 号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 2 年12月15日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病 (牛)

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日月日
患畜	1	薩摩川内市	令和 2 年 12 月 1 日

鹿児島県告示第1106号

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 12 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量 (4 級基準点測量及び地形測量)
- 2 作業の期間 令和 2 年 12 月 7 日から令和 3 年 1 月 29 日まで
- 3 作業の地域 垂水市牛根境地内及び霧島市福山町福山地内

鹿児島県告示第1107号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 12 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子線	熊毛郡中種子町増田字西ノ園 4242 番 6 地先から同町増田字松本上 6177 番 1 地先まで	前	8.2~15.9	1,336.3
			後	8.2~15.9	1,336.3
			後	8.8~61.8	1,232.0

鹿児島県告示第1108号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 志布志都市計画道路
 - (2) 名称 1・5・2 号串間志布志線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分

志布志市大字志布志町帖字下原、字南水ヶ迫、字南新堀、字南中尾、字内堀、字菖蒲山及び字天神田の各一部並びに大字志布志町夏井字溝江、字中野、字葛ヶ本、字二反田及び字新開の各一部

南薩地域振興局告示第11号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 12 月 15 日

南薩地域振興局長 大山浩昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスカラット	指宿市山川福元 字間瀬戸4856番 地1	社会福祉法人そ てつ会	指宿市山川福元 字間瀬戸4856番 地1	岡村もも子	令和2年 12月1日	放課後等 デイサー ビス

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第128号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年12月15日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ナムココレクションMH	株式会社メーシー	0P1197
ぱちんこ遊技機	P ひぐらしのなく頃に～瞬～AM -S	株式会社大一商会	0P1206
ぱちんこ遊技機	P 野生の王国5 M2-T	株式会社ニューギン	0P0136
ぱちんこ遊技機	P 貞子3D2S2G	株式会社高尾	0P1217
ぱちんこ遊技機	P キレパンダS2A	株式会社高尾	0P1290
ぱちんこ遊技機	PA 新世紀エヴァンゲリオン シ ト、新生 決戦YR	株式会社ビスティ	0P1199
回胴式遊技機	S パチスロ北斗の拳AC LA	サミー株式会社	0S1190